

(別添2)

厚生科学研究研究費補助金

障害保健福祉総合研究事業

盲ろう者に対する障害者施策のあり方に関する研究

平成13年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 寺島 彰

平成14(2002)年 3月

(別添3)

## 目 次

I. 総括研究報告書	
盲ろう者に対する障害者施策のあり方に関する研究 .....	1
寺島 彰	
II. 分担研究報告書	
1. 米国の盲ろう者に対する施策に関する研究 .....	2
植村英晴	
2. 盲ろう者とその家族の実態に関する研究 .....	3
福島 智	
3. 事例研究－盲ろう者と時間管理 .....	4
山縣 浩	

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）  
総括研究報告書

盲ろう者に対する障害者施策のあり方に関する研究

主任研究者 寺島 彰 国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所

研究要旨

今年度は、研究の3年目（最終年度）として、1，2年目に実施した調査の内容を深めかつ調査領域を広げることによって、これまで得られた知見の確認と新たな知見を発掘するとともに、まとめとしてわが国の盲ろう者施策のあり方を提案した。

分担研究者

植村英晴 日本社会事業大学社会事業研究所 教授  
福島智 東京大学先端科学技術研究センター 助教授  
山縣浩 宮城教育大学 教授

A. 研究目的

本年度は、研究の3年目（最終年度）として、1，2年目に実施した調査の内容を深めかつ調査領域を広げることによって、これまで得られた知見の確認と新たな知見を発掘するとともに、まとめとしてわが国の盲ろう者施策のあり方を提案することを目標とした。

B. 研究方法

次の4つのテーマについてそれぞれの方法で研究を実施した。

1. 米国の盲ろう者関係制度の詳細：文献および実地調査を実施、2. 盲ろう者及び家族サービスのあり方：①施設に入所中の盲ろう者と家族の関係および家族への支援ニーズについて施設職員を対象とした調査、②地域で生活する盲ろう者と家族の関係および家族への支援ニーズについて通訳介助者を対象とした調査を実施した。3. 盲ろう者の時間感覚についての事例研究：盲ろう当事者、親、施設職員からなる有志に協力を願い、時間管理の実態について調査し、事例を積み上げた。4. 盲ろう者施策のあり方についての専門家による検討：これまで指摘された問題点や改善点について、研究班が合同でその解決策について討議し、ありかたについてまとめた。

（倫理面への配慮）

事例の取り扱いにあたっては、プライバシーの保護に最大限の注意を払った。

C. 研究結果

1. 米国の盲ろう者関係制度の詳細

盲ろう者サービスの先進国である米国の盲ろう者のための制度を文献及び実地に調査した。その結果、自立支援のサービスを骨格として実施されている米国の盲ろう成人に対するサービスについて、法律・制度の詳細を明らかにすることができた。

2. 盲ろう者及び家族サービスのあり方

心理・社会的教育について家族に対する期待が大きかったが、現状では、十分対応されておらず、家族への専門的支援の必要性が示唆された。

3. 盲ろう者の時間感覚についての事例研究

触覚時計を使い時間感覚を獲得・維持できるように援助することで、盲ろう者の生活の改善や向上がみられている事例等が報告され、盲ろう者の生活管理に必要な要素のひとつとして、時間感覚の獲得・維持のための指導・援助の必要性が示唆された。

4. 各研究班合同の検討により、盲ろう通訳派遣制度の充実、家族支援制度の充実、盲ろう者のリハビリテーション施設の充実、盲ろう関係職員の養成・研修の充実、地域サポートの充実、コミュニケーションやセキュリティー関係機器の開発、セキュリティーシステムの整備、職業開拓、一般社会の啓蒙施策の充実等の政策提言がなされた。

D. 考察

本研究によりなされた政策提言は、国内の盲ろう当事者および関係者の要望、国内の盲ろう施策・制度等の実態を調査し、さらに、外国の盲ろう施策の実態等を参考にして行われたものである。今後は、その提言について、具体的な方法について検討していくことが必要であると考えられる。例えば、具体的なコミュニケーション方法技術の研究やコミュニティーサポートの費用効果分析等の研究である。

E. 結論

今年度は、研究の3年目（最終年度）として、1，2年目に実施した調査の内容を深めかつ調査領域を広げることによって、これまで得られた知見の確認と新たな知見を発掘するとともに、まとめとしてわが国の盲ろう者施策のあり方を提案した。

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）  
分担研究報告書

米国の盲ろう者に対する施策に関する研究

分担研究者 植村 英晴 日本社会事業大学社会事業研究所

研究要旨

盲ろう者サービスの先進国である米国の盲ろう者のための制度を文献及び実地に調査した。その結果、米国の盲ろう成人に対するサービスは、基本的には、自立支援のサービスを骨格として実施されていることが明らかとなった。

A. 研究目的

第1, 2年度においては、わが国の盲ろう者施策について調査した。今年度は、盲ろう者サービスの先進国である米国には、盲ろう者のためのどのような制度があるのかについて調査した。

B. 研究方法

文献および実地調査による。

(倫理面への配慮)

事例の取り扱いにあたっては、プライバシーの保護に最大限の注意を払った

C. 研究結果

盲ろう者の主要な生活保障制度は、社会保障法に基づいている。同法第 XVI 章に規定された SSI は、他の障害者とともに、盲ろう者に最低限の収入を保証している。また、同法第 XVIII 章のメディケア (Medicare) により医療サービスの費用が負担されている。同様に、同法第 XIX 章のメディケイド (Medicaid) と呼ばれる州医療補助プログラムも、追加的な医療を提供している。また、社会保障法第 IV 章は、州が児童福祉サービスを拡充するための助成金を認めており、盲ろう児に対する州の児童福祉サービスの根拠となっている。さらに、同法第 XX 章は、社会福祉特定助成金プログラムを認めており、州によっては、自立の促進、施設の環境改善等の福祉サービスが提供されている。

盲ろう者を支援するもう1つの重要な制度は、リハビリテーション法に基づく制度である。

リハビリテーション法 (Rehabilitation Act) は、職業リハビリテーション、援助付き雇用、自立生活等を管轄し、この法に基づき、いろいろな訓練・サービスに対して助成金が支給されている。また、調査活動や障害者の権利擁護・保護に対してもさまざまな事業を行っている。米国で、盲ろうの成人に対

しリハビリテーションサービスを提供し、職員研修等を実施しているヘレンケラーナショナルセンターは、1967年にこのリハビリテーション法が改正されて設置されたものである。

盲ろう者にサービスを提供している法律として障害者教育法 (Individuals with Disabilities Education Act 1997) も重要である。同法では、個別教育プログラム、就学前教育、乳幼障害児に対する早期介入プログラム、個別家族サービス等の提供が規定されている。

障害のあるアメリカ人法 (ADA) も、雇用と公共サービスにおける差別禁止を規定しており、盲ろう者の雇用、移動の支援、盲ろう者むけの福祉機器の開発において推進力として機能している。

D. 考察

盲ろう者の主要法を検討すると、米国と日本では、盲ろう者施策に対する考え方が違うことがわかる。米国は、児童に対する福祉サービスはあるものの、成人に対するものは、基本的には、医療サービスを除くと自立支援のサービスしかない。そのために、リハビリテーション、雇用、差別禁止については、明確に施策として実施されているが、家族支援、ヘルパーの派遣等の個別福祉サービスについては、一般的でない。それは、実地調査においても確認された。

E. 結論

盲ろう者サービスの先進国である米国の盲ろう者のための制度を文献及び実地に調査した。その結果、米国の盲ろう成人に対するサービスは、基本的には、自立支援のサービスを骨格として実施されていることが明らかとなった。

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）  
分担研究報告書

盲ろう者とその家族の実態に関する研究

分担研究者 福島 智 東京大学先端科学技術研究センター

研究要旨

施設に入所中の盲ろう者と家族の関係、家族への支援のニーズについて、施設職員を対象とした調査、②地域で生活する盲ろう者と家族の関係と家族への支援のニーズについて、通訳介助者を対象とした調査を実施した。その結果、盲ろう者に対する心理・社会的側面での家族の教育力への期待が大きかった反面、現状では、十分になされておらず、家族への専門的な支援の必要性が示唆された。

A. 研究目的

第1, 2年度の研究結果から、盲ろう者は、コミュニケーション・移動などの介助を家族に依存することが多いことが考えられた。そこで、本年度は、家族へ依存せずに盲ろう者の自立を促すために、家族に対してどのような支援が必要かを明らかにすることを目的として調査を行った。

B. 研究方法

施設に入所中の盲ろう者と家族の関係、家族への支援のニーズについて、①施設職員を対象とした調査、②地域で生活する盲ろう者と家族の関係と家族への支援のニーズについて、通訳介助者を対象とした調査を実施した。

(倫理面への配慮)

事例の取り扱いにあたっては、プライバシーの保護に最大限の注意を払った。

C. 研究結果

①については、家族と入所者とのコミュニケーション、家族による盲ろう者の状態と介助方法についての理解が、半数から7割の家族に十分ではなかった。また、半数近くの入所者がまったく帰省をしておらず、1割程度の入所者は家族と手紙や電話のやりとりもなかった。また、施設からは、入所前に最低限の生活能力を獲得しておいてほしかったという指摘がなされ、盲ろう者の家族への期待が潜在的に非常に大きいことが示唆された。特に、協調性や社会性、主体的な生活態度のような心理・社会的課題の教育は、学校でなく家族に期待された。

②については、被調査者の3分の2が、家族が盲ろう者の自立を促していないこと、通訳介助制度について理解不足であると回答していた。また、8割以上が、盲ろう者の家族に支援が必要だと回答した。

D. 考察

盲ろう者の生活能力の獲得という課題に、盲

ろう者の専門家でもない家族が取り組むのは容易でないことが想像され、専門家による家族に対する支援が必要であると考えられるが、具体的な家族への支援は十分になされていなかった。こうした状況の背景には、従来の障害者施策が主に障害者本人のみを対象として家族を対象としてこなかったために制度的な枠組みがないことと同時に、関係者にも家族への支援という発想自体が稀薄であったという事情があると考えられる。例えば、合衆国において発達障害児の家族に対して行われている Individual Family Plan のような施策がわが国の盲ろう児者の家族に対しても有効であると考えられる。

今後の課題としては、①盲ろう者自身を対象とした家族についての調査②地域で生活する盲ろう者の家族を対象とした調査③地域で生活するが通訳介助者を利用していない盲ろう者の家族関係の調査④視覚障害者更生施設以外の施設に入所する盲ろうとその家族の状況の調査⑤家族の交流会の現状と課題⑥家族に対する支援の試行事業の実施等がある。

E. 結論

盲ろう者の家族に対してどのような支援が必要かを明らかにすることを目的として、①施設に入所中の盲ろう者と家族の関係および家族への支援のニーズについて、施設職員を対象とした調査、②地域で生活する盲ろう者および家族の関係と家族への支援のニーズについて通訳介助者を対象とした調査を実施した結果、盲ろう者に対する心理・社会的側面での家族の教育力への期待が大きかった反面、現状では、十分になされておらず、家族への専門的な支援の必要性が示唆された。

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）  
分担研究報告書

事例研究－盲ろう者と時間管理

分担研究者 山縣浩 宮城教育大学

研究要旨

これまでの事例研究から、全盲・全ろう者の場合、適切な配慮がない場合に時間の感覚が失われる可能性があることが明らかになった。そこで、本年度は、盲ろう者の時間管理に焦点を当てて事例研究を実施した。その結果、触覚時計を使い時間感覚を維持・獲得できるように援助することで、盲ろう者の生活の改善や向上がみられている事例が報告され、盲ろう者の生活管理に必要な要素のひとつとして、時間間隔の維持・獲得のための指導・援助の必要性が示唆される。

A. 研究目的

第1, 2年度的事例研究により、全盲・全ろう者の盲ろう者の場合、適切な配慮がない場合に時間の感覚が失われる可能性があることが明らかになった。そこで、本年度は、盲ろう者の時間管理に焦点を当てて事例研究を実施した。

B. 研究方法

盲ろう当事者、親、施設職員からなる有志に協力を願い、時間管理の実態について調査するとともに、時間管理の道具である時計について、盲ろう者に必要な性能・機能について意見を述べていただく形で事例を積み上げた。

（倫理面への配慮）

事例の取り扱いにあたっては、プライバシーの保護に最大限の注意を払った。

C. 研究結果

事例研究から、盲ろう者にとって時間管理は、いろいろな面で大切であることが示された。

例えば、施設における身辺活動をいつも他人の世話を受け、食事や、入浴等に行くときは、いつも誰かに連れて行ってもらうという無気力にみえる生活を送っていた女性が、視力が幾分残っていた頃の楽しかった思い出話の中で、いつも何時に起きてとか、何時に仕事に行くとかということを手書き文字で話をするところから、時計の指導を導入したところ、能面のような顔つきが次第に明るくなりはじめた事例が報告された。

また、盲ろう者自身から、触読式置時計を使って有意義な毎日を過ごしたいという切実な願いが提示された。

さらに、時間がわからないために行動の予測をたてて動くことができず、余裕がなくイライラして大声を出したり机をバンバン叩く傾向のあった盲ろう者が、触覚時計を利用し始めた結果、

自分で食事の時間にこられるようになり、また、人とぶつかる確率が少ない時間を選んで作業場にやってくるようになり、人にぶつかって大声を出す事も少なくなった事例も報告された。

また、時間の概念がなかった盲ろう児に対して、母親が触覚時計を使って繰り返し時間の概念を教えたことで、時を知ることによって、自身の世界がひろがり、充実した生活が送れるようになったという事例もあった。

D. 考察

初年度に示された事例では、起きたいときに起き、寝たいときに寝るという生活を認められた盲ろう者が、昼夜に無関係な生活になり、社会性を喪失してしまっていたが、今回の事例では、周囲の者が触覚時計を使い時間感覚を維持・獲得できるように援助することで、生活の改善や向上がみられている。盲ろう者の生活管理に必要な要素のひとつとして、時間感覚の維持・獲得のための指導・援助の必要性が示唆される。

E. 結論

これまでの事例研究から、全盲・全ろう者の場合、適切な配慮がない場合に時間の感覚が失われる可能性があることが明らかになった。そこで、本年度は、盲ろう者の時間管理に焦点を当てて事例研究を実施した。その結果、触覚時計を使い時間感覚を維持・獲得できるように援助することで、盲ろう者の生活の改善や向上がみられている事例等が報告され、盲ろう者の生活管理に必要な要素のひとつとして、時間感覚の維持・獲得のための指導・援助の必要性が示唆された。